

小 型 空 調 契 約

(選 択 約 款)

令和 7 年 10 月 1 日 実地

山鹿都市ガス株式会社

目 次

1.	目 的	1
2.	選択約款の届出および変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	1
5.	契約の締結	1
6.	使用量の算定	2
7.	料 金	2
8.	単位料金の調整	2
9.	その他	4
	付則	5
	(別表)		
1.	早収料金の算定方法	6
2.	料金表 1 (小型空調契約 1 種)	7
3.	料金表 2 (小型空調契約 2 種)	7
4.	料金表 3 (小型空調契約 3 種)	8

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款になります。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5 kW (30 U.S. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この供給約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計算する専用のガスマーティー（以下「小型空調機器専用ガスマーティー」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種、小型空調契約2種または小型空調契約3種のいずれかを契約していただきます。

(2) 適用開始日は次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
- ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスマーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスマーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して40日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金（消費税等相当額を含みます。）を、早取料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延伸いたします。

(2) 当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1（基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、小型空調契約2種には別表の料金表2（基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、小型空調契約3種には別表の料金表3（基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（3）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.128 \text{円} \times$$

$$\text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.128 \text{円} \times$$

$$\text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- （2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

67,220円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表1の（3）に定められた各3か月間における通関統計の数量および価額から算定したトンあたりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式） 平均原料価格 = トン当たりプロパン平均価格 × 1.000

（備考） トンあたりプロパン平均価格は、当社本社、営業所に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

(1) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和7年10月 1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格

にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表1 (小型空調契約1種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき	6,930.00円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

	冬期	その他期
1立法メートルにつき	227.54円	209.94円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (小型空調契約2種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき	2,860.00円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

	冬期	その他期
1立法メートルにつき	239.64円	222.04円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

4. 料金表3（小型空調契約3種）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月につき	2, 200. 00円
--------	-------------

(2) 基準単位料金

	冬期	その他期
1立法メートルにつき	270. 44円	250. 64円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。